

被後見人の選挙権喪失を違憲とした東京地裁判決についての声明

去る3月14日、東京地方裁判所は、成年被後見人の選挙権を認めない公職選挙法11条1項は憲法違反であり、原告である成年被後見人は次回の国會議員選挙から投票できる地位にあるとする判決を言い渡した。

この判決要旨において定塚誠裁判長は「国民には、障害を持って生まれた者、不慮の事故や病によって障害を持つに至った者、老化という自然な生理現象に伴って判断能力が低下している者など、様々なハンディキャップを負う者が多数いる。そのような国民も主権者として自己統治を行う主体であることは言うまでもない。選挙権を奪うのは、『やむを得ない理由』がある極めて例外的な場合に限られる。」と述べ、自らの財産などを適切に管理処分する能力が乏しい者の不利益を防ぐために設けられた成年後見制度を借用して一律に選挙権を奪うこととは、憲法に違反すると述べている。

我々は、自閉症スペクトラム障害の人たちの社会参加の促進を目的とする立場からこの判決を高く評価し、国会に対して成年被後見人の選挙権を奪う公職選挙法11条1項を早急に削除するよう求めるとともに、この裁判について被告である国には控訴しないよう強く求めるものである。

現在一部の地域では、知的障害者向けにわかりやすく各候補者が語りかける場を設けたり、投票所で文字を書けない人が口頭や指さしにより候補者名を特定し、選挙管理委員会がそれを代筆する方法等が行われている。またその時に候補者名が特定できなければ白紙投票となるが、そのことが選挙結果に不適正な影響を及ぼすことはない。

このように、意思判断能力に困難がある人であっても、意思決定や投票行為への適切な支援があれば選挙権の行使は可能である。我々は、共生社会の実現のために、成年被後見人の選挙権回復を求めるとともに、このような選挙参加支援策も検討されるよう求めるものである。

2013年3月25日
社団法人日本自閉症協会
会長 山崎 晃資